

2 - 1、基幹事業—相談支援事業

事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 指定特定相談支援事業：障害のある方やご家族が障害福祉サービスを利用するにあたって、相談ができる窓口 ➤ 指定一般相談支援事業：地域に出てくるまでの支援（地域移行支援），地域で暮らし続けるための支援（地域定着支援）を通して、地域生活に関する総合的な支援をおこなうこと ➤ 日常生活自立支援事業：認知症高齢者，知的障害者，精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう，利用者との契約に基づき，福祉サービスの利用援助等を行うこと
概要	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 2023年3月末現在の指定特定相談支援事業のアクティヴ利用者646名

指定特定相談支援事業

- アクティヴ利用者：646名
(1,027名うち，終了者・中断者382名を差引)

日常生活援助

- 2022年度は月平均7名の方へサービス提供

指定一般相談支援事業

地域定着支援



- 利用者：2名
- 22名の方へ支援を実施
- 10以上の病院との連携を行った
- これまでの支援した方は，累計47名

地域移行支援



6か月未満の入院期間から支援を始めて、長期入院に至らないよう退院支援をしています。
35年～54年の超長期入院の方の退院支援も行っております。

元・国連の健康の権利に関する特別報告者のダニウス・プラス氏、来鹿。



2023年1月23日、鹿児島弁護士会主催の『精神障害のある人の尊厳の確立を求める決議を踏まえての実践と課題』で、国連の健康の権利に関する特別報告者であったダニウス・プラス氏が講演し、鹿児島県における地域移行や居住支援の実施状況を踏まえつつ、精神障害のある人の地域生活の実現に向けた具体的な提言を行いました。

鹿児島で地域移行を行っているやどかりも登壇し、精神科病院長期入院者の退院支援実践について報告を行いました。